

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1. 新規係属件数

平成23年中に全労委に係属した新規係属件数は709件で、22年に比べ8件の減少となった（巻末統計表第21表参照）。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが491件で、22年に比べ71件増加している。なお、全体に占める割合は68%となっている。

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率（全労委）

区分		件数						構成比率					
事項	年	18	19	20	21	22	23	18	19	20	21	22	23
		新規係属件数	700	653	673	636	717	709	100	100	100	100	100
内訳	委員推薦	214	151	223	144	220	147	31	23	33	23	31	21
	不当労働行為	399	416	370	412	420	491	57	64	55	65	59	69
	法人登記	85	86	75	78	70	64	12	13	11	12	10	9
	総会決議	2	0	5	2	7	7	0	0	1	0	1	1
	協約拡張適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

このほか、委員推薦が147件で73件の減少、法人登記に伴うものは64件で6件の減少、総会決議に伴うものが7件で前年と同じとなっている。

そのうち、中労委における新規係属件数は118件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの116件、委員推薦に伴うもの2件となっている（巻末統計表第23表参照）。

2. 審査

平成 22 年からの繰越件数 535 件、新規係属件数 709 件の合計 1,244 件のうち、適格決定 413 件、取下又は打切 273 件で、不適格 0 件を含む合計 686 件が終結し、558 件が 24 年に繰り越された（巻末統計表第 21 表参照）。

適格決定がなされた 413 件の内訳は、委員推薦に伴うもの 147 件、不当労働行為救済申立てに伴うもの 202 件、法人登記に伴うもの 58 件、総会決議に伴うもの 6 件となっている（巻末統計表第 22 表参照）。

そのうち、労委規則第 24 条に基づき要件補正の勧告をしたものは 3 件である。

第 2 節 労調法第 37 条違反被疑事件

労調法第 37 条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越事件、平成 23 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 24 表参照）。

第 3 節 協約の拡張適用

労組法第 18 条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、平成 23 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 25 表参照）。